

有機農業推進総合対策緊急事業補助金交付等要綱

農林水産事務次官依命通知
制定 令和3年12月27日 3農産第2255号

(趣旨)

第1 有機農業の更なる推進に向けては、市場の拡大を図り、安定的な販路を確保しつつ、需要に応じた生産を行える産地を形成することが重要である。

我が国における1人当たりの有機食品の消費額は欧米諸国に比べ低く、環境保全への意識が高まる中で、有機食品の消費が増大する余地はまだ大きいと考えられ、潜在需要を顕在化させるため、消費者の理解醸成や消費者が有機食品を購入しやすい環境を整えることが必要である。

「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月決定）において、2050年までに、有機食品市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大するという目標が設定されたところであり、同戦略に基づき、有機農産物の販路拡大と新規需要開拓を促進すべく、本要綱を制定し、有機食品市場の拡大に向けた取組を支援するものとする。

(通則)

第2 有機農業推進総合対策緊急事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 有機農業推進総合対策緊急事業の実施により、新たに有機食品を取り扱う食品事業者等の増加を図るとともに、消費者の有機農業への理解を増進することに取り組むことで、有機食品市場の拡大に向けた取組を推進することを目的とする。

(事業の実施等)

第4 本事業は、有機食品市場を拡大していくため、有機農産物の取り扱いを行う事業者（以下「事業実施主体」という。）が行う有機農産物の流通の強化等を行うための取組（以下「補助事業」という。）とし、具体的なメニュー、事業実施主体、採択基準及び交付率は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるとおりとする。

2 事業実施計画の作成

事業実施主体は、農産局長の求めに応じ、第6第2項に定める交付申請書の提出より前に、別に定める事業実施計画を提出しなければならない。

3 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（農産局長が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、前項に準じて行うものとする。

（交付の対象及び補助率）

第5 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、事業実施主体が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

（申請手続）

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとする。

2 前項の申請書は、大臣に提出するものとする。

3 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農産局長が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第8 大臣は、第6第2項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9 事業実施主体は、第6第2項の交付申請を取り下げようとするときは、第8

の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第10 事業実施主体は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、農産局長にあらかじめ届け出なければならない。

2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助金事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第12 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第13 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号の遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第14 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第5号の概算払請求書を大臣及び官署支出官（農林水産省大臣官房予算課経理調査官）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が整った日以降に、協議が整った範囲で行うものとする。

（状況報告）

第15 事業実施主体は、補助事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号により概算払請求書を提出した場合は、これに代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第16 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業を完了したときは、当該事業の完了した日から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 第6第3項のただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金の額から減額して報告しなければならない。

4 第6第3項のただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第 17 大臣は、第 16 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 2 大臣は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のあった日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第 18 大臣は、第 11 第 1 項第 3 号の規定による補助金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 8 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 事業実施主体が、法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第 17 第 3 項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第 19 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者

の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図られなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入がある、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第 20 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の規定に基づく大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部若しくは一部を国に納付することを条件とすることができる。

(補助金の経理)

第 21 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 10 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前 3 項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録により整備及び保管することができる。

(事業実施状況の報告)

第 22 事業実施主体は、農産局長が別に定めるところにより、事業実施年度の翌年度の 7 月末までに農産局長に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

(指導等)

第 23 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

第24 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和3年12月27日から施行する。

別表（第5、第12関係）

区 分	経 費	補 助 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の 変 更	事業の内容 の 変 更
1 有機農業推進総合対策緊急事業補助金	1 国産有機農産物等新規取扱に要する経費	定額	経費の欄に掲げる1から4までの経費の相互間における30%を超える経費の増減	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金等の増 4 事業費又は国庫補助金等の30%を超える減
	2 有機農業の環境保全効果発信に要する経費	定額		
	3 事業者間のマッチング促進に要する経費	定額		
	4 有機農産物の販路拡大に関する調査の実施に要する経費	定額		